

和歌山県在宅難病患者一時入院事業実施要綱

(目的)

第1 和歌山県在宅難病患者一時入院事業（以下「事業」という。）は、在宅での介護が困難になった在宅難病患者（以下「患者」という。）に一時の入院（以下「一時入院」という。）をさせることにより、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 事業の実施主体は、和歌山県とする。

(対象患者)

第3 事業の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者（以下「対象患者」という。）とする。

- (1) 和歌山県に住所を有する者
- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する指定難病の患者又は特定疾患治療研究事業対象疾患患者のうち、次のいずれにも該当する者
 - ① 当該対象疾患を主たる要因として在宅で療養している者であって、常時医学的管理下におく必要がある者
 - ② 人工呼吸器を装着している者又は気管切開を行っている者
 - ③ 病状が安定している者
- (3) 家族等の介護者の休息（レスパイト）、疾病、冠婚葬祭、事故等の理由により当該介護者による介護を受けることが困難になった者

(一時入院施設)

第4 事業の対象とする入院施設は、対象患者の入院受入体制が整備されている病院で、県と委託契約を締結した病院（以下「一時入院施設」という。）とする。

(一時入院期間)

第5 一時入院の期間は、一回の入院において14日以内とし、同一年度内において28日以内とする。また、より多くの対象患者の利用希望に応えるため、原則として、当該年度において利用回数の少ない対象患者の一時入院を優先するものとする。

(申請)

第6 一時入院を希望する者又はその家族（以下「申請者」という。）は、在宅難病患者一時入院申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に在宅難病患者一時入院医療情報提供書（様式2の1）及び在宅難病患者一時入院療養状況等情報提供書（様式2の2）を添えて、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター（以下「センター」という。）を經由して知事に申請するも

のとする。

(一時入院の決定)

第7 知事は、第6の規定による申請があったときは、一時入院施設と連携を図り、申請内容を審査して一時入院の適否を決定し、在宅難病患者一時入院決定(適否)通知書(様式3)(以下「通知書」という。)により、センターを経由して申請者に通知するものとする。

(通知書の提示)

第8 第7の規定により一時入院が適当であると通知を受けた者は、通知を受けた一時入院施設で療養を受けることができる。この場合、一時入院をしようとするときは、当該一時入院施設に通知書を提示するものとする。

(一時入院期間の変更)

第9 一時入院の決定通知後に入院期間の変更が必要となった場合、申請者は、在宅難病患者一時入院期間変更申請書(様式4)により、センターを経由して知事に申請するものとする。ただし、一時入院期間は、第5に定める期間の範囲内であることを前提とする。

2 知事は、一時入院期間の変更を承認したときは、申請者に在宅難病患者一時入院期間変更決定通知書(様式5)を通知するものとする。

(緊急時の手続き)

第10 知事は、対象患者の介護の状況等に鑑み緊急性が極めて高いと認めた場合には、第6及び第7の手続きを口頭で行うことができる。この場合において、事後速やかにこれらの手続きを文書で行うものとする。

(移送)

第11 対象患者の一時入院にかかる移送については申請者の責任において行い、県は費用負担を負わない。

(関係者の留意事項)

第12 この事業によって知り得た事実の取扱いについては、対象患者等に及ぼす影響を考慮し、特に個人が特定されうるものに係る情報(個人情報)の取扱いについては、その保護に十分配慮するよう、慎重に行うものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。